# 葛巻町農業委員会 第34回総会議事録

- | 日 時 平成30年3月27日(火) 午後 | 時30分から午後2時24分
- 2 会 場 葛巻町総合センター 保健相談室

#### 3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農地法第5条第 | 項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第4号 農業経営強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第6号 平成30年度農作業賃金標準額(案)の承認について

議案第7号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定について

報告第1号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について

報告第2号 農地の一時的現状変更完了報告書等の受理について

報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第4号 平成29年度遊休農地利用意向調査の結果について

#### 4 出席委員

- ①門場政一 ②馬場正俊 ③星野順子 ④木戸場真紀子
- ⑤橘 秀子 ⑦川崎美曲起 ⑧藤森雅美 ⑨長峯一雄
- ⑩森 久雄 ⑪坂井徳身 ⑫藤岡俊策 ⑬落宰 勝
- 個久保 淳 ⑤坂 待純 一 ⑥深澤 進

(会長職務代理者) (会 長)

#### 5 欠席委員

⑥ 芳 田 聡

#### 6 議事録署名委員

① 坂 井 徳 身 ② 藤 岡 俊 策

#### 7 書記(農業委員会事務局)

千葉隆則(事務局長) 落合咲子(主幹)

事務局長 :

お疲れ様です。ただ今から第34回総会を始めさせていただきます。

初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。

#### 会 長 [[あいさつ]

ご苦労様です。3月は暖かい日が続き、例年よりも早めに農作業に取り掛かれる状況となり、皆さんも忙しい時期を迎えていると思います。先日の県外研修は大変お疲れ様でした。小豆島と神戸、それぞれ有意義な研修になったものと思っております。

今年度も残すところ数日となりましたが、新制度に向けた農業委員と農地利用最適化推進委員の公募は3月20日をもって締め切りとなりました。お蔭様で委員の方々の協力や農家組合からの推薦などにより定数を満たす人数となり、ほっとしているところです。その応募状況については、後で事務局から報告があると思います。

現体制での活動もあと数カ月となりますが、より一層のご協力をよろしくお願いいたします。

#### 議長〔開会〕

それでは、総会に入ります。

ただ今から、葛巻町農業委員会第34回総会を開会いたします。

本日の出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。 なお、6番芳田委員から欠席の連絡がありましたので報告いたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

### 《日程第 》

議長

日程第 | 「議事録署名委員の指名 | を行います。

議事録署名委員は、||番坂井委員、|2番藤岡委員のお二人を指名いたします。 また、会議書記は、事務局職員の千葉事務局長と落合主幹を指名いたします。

### 《日程第 2》

議長

次に、日程第2「会期の決定」を行います。会期は、本日 | 日と決定することにご異議 ございませんか。

#### 【「異議なし」の声】

**議 長** 異議なしと認め、会期は本日 | 日と決定いたします。

### 《日程第 3》

議 長 次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

#### 【事務局長 举手】

議 長 事務局長。

事務局長 よ はい。お手元の会務報告をご覧いただきたいと思います。

月 日	内容	出 席 者		
2月22日(木) 葛巻町産業振興大会 (町内 グリーンテージ)		会長/会長職務代理者/森委員/ 長峯委員/藤森委員/川崎委員/ 橘委員/事務局長		
26日(月)	葛巻町森林組合通常総会 (町内 モウモウ館)	会長職務代理者		
28日(水)	農業者年金のつどい (町内 グリーンテージ)	会長/会長職務代理者/森委員/ 長峯委員/川崎委員/事務局		
3月2日(金)	葛巻町議会3月会議 本会議 (役場 議場)	会長/事務局長		
5日(月)	葛巻町議会3月会議 一般質問 (役場 議場)	会長/事務局長		
13日(火)	葛巻町議会3月会議 本会議 (役場 議場)	会長/事務局長		
14日(水)	農作業標準賃金等設定検討会 (役場 第4会議室)	会長/会長職務代理者農政小委員会委員/事務局		
15日(木)	一般財団法人岩手県農業会議定期社員総会 (盛岡市 エスポワールいわて)	会長		
	現地確認調査 (町内)	藤森委員/橘委員 事務局長/主幹		
16日(金) ~18日(日)	葛巻町農業委員会県外視察研修 (兵庫県•香川県)	会長/会長職務代理者/門場委員 /馬場委員/星野委員/川崎委員 /藤森委員/長峯委員/森委員/ 事務局長/主幹		

以上でございます。

議

**長** ただ今の報告について、何かご質問がございましたら、どうぞ。

#### 【「なし」の声】

議 長 ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

### 《日程第 4》

議

長 次に日程第4「議案第 | 号 農地法第3条第 | 項の規定による許可申請に対する可否の 決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

#### 【事務局長 挙手】

議

**長** 事務局長。

事務局長 議案書はⅠページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請はⅠ件でございます。

この案件は●●第●●地割字●●の田2筆3,541㎡、畑2筆1,973㎡、合計5,514㎡で、●町の●●●●●●●●●●●●●●●●●●●であるのです。申請地の位置図は、6ページをご覧ください。対象農地は譲受人である●●さんの自宅裏の●●川対岸に3筆、町道●●●●線沿いに1筆あり、所有者が高齢であることから、贈与を受けてこれを継承するため今回の申請に至ったものです。調査書は2ページをご覧ください。農地法第3条の許可要件となる同条第2項該当の有無については、第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まですべて該当しないため、問題ないものと認められます。

以上でございます。

**議** 長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を5番橘委員にお願いします。

#### 【5番橘委員 挙手】

議 長 橘委員。

5 番 ・ 現地確認結果を報告します。

この案件は、親子間の贈与による所有権移転です。これまで同様に家族3人で農業に従事するものであり、農地も適正に使用されていることから、調査書に記載のとおり特に問題はないと判断しました。

以上です。

議 長 次に地区担当委員の補足説明についてですが、6番芳田委員が欠席しておりますので省 略いたします。

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

#### 【「なし」の声】

**議 長** ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

#### 【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第 | 号「農地法第 3 条第 | 項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

#### 【举手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第 | 号「農地法第 3 条第 | 項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は原案のとおり許可することを決定いたします。

### 《日程第 5》

議 長 次に日程第5「議案第2号 農地法第4条第 | 項の規定による許可申請に対する意見の 決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

#### 【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長 議案書は8ページをご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は | 件でございます。 この案件の申請人は●●地区の●●●●さんで、●●第●●地割字●●●の畑2筆3,669 m²に、農地の借り手がないことから、林地として活用するため、永久転用するものでございます。農振区分につきましては、昨年II月8日に農業振興地域内の農用地区域から除外した農地となっております。申請地の位置図は、IIページをご覧ください。農地は●●● 地区と●●地区の概ね中間地点で、農道●●●●●線と●●の間にあります。事業計画書は12ページをご覧ください。カラマツの苗木720本の植林を計画しているものでございます。調査書は9ページをご覧ください。4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、転用目的から被害防除までの対象となる各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

以上でございます。

**議 長** この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を8番藤森委員にお願いします。

#### 【8番藤森委員 举手】

議 長 謙森委員。

事務局長 : 現地確認結果を報告します。

この案件の対象農地は、河川及び林地に囲まれていることから周囲に与える影響はほと んどないものと思われます。

このことから、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。 以上です。

議 長 🖁 次に地区担当委員の補足説明について、13番落宰委員にお願いします。

#### 【13番落宰委員 举手】

議 長 諸 落宰委員。

**13 番** 農地には向かないような場所となっておりまして、特に問題はないと思います。

議 長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

#### 【「なし」の声】

#### 【「異議なし」の声】

**議 長** 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農地法第4条第 | 項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて | を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

#### 【举手全員】

議 長 単 挙手全員です。

| よって議案第2号「農地法第4条第 | 項の規定による許可申請に対する意見の決定を求 | | めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

### 《日程第 6》

議 長 次に日程第6「議案第3号 農地法第5条第 | 項の規定による許可申請に対する意見の 決定を求めることについて」を議題に供します。この事案は14番久保委員が権利設定を受 ける当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定 に該当するため、退席をお願いいたします。

#### 【14番久保委員 退席】

**議 長** それでは、事務局より議案の説明を求めます。

#### 【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長

議案書は13ページをご覧ください。 | 番から5番の案件ですが、すべて有限会社●●●
●が砂利採取のため、隣接する農地を一時転用するものでございます。農地の所在は●●
第●●地割字●●で、 | 番は●●●●さんの転作田3筆で2,563㎡、2番は●●●さんの転作田 | 筆で3,44㎡。次のページをご覧ください。3番は●●●●さんの転作田 | 筆で1,120㎡、4番は●●●●さんの転作田 | 筆で2,445㎡、5番は●●●●さんの転作田 | 筆で2,378㎡、全体では、8,850㎡となっております。申請地の位置につきましては21ページをご覧ください。対象農地は所有者の方々のご自宅から●●●●号を超えて、●●●●●川との概ね中間地点にございます。調査書は15ページをご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそ

以上でございます。

**議 長** この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を5番橘委員にお願いします。

#### 【5番橘委員 挙手】

議 長 橘委員。

**5 番** 現地確認結果を報告します。

|番から5番の案件は、砂利採取に伴う一時転用になります。申請地は現在、牧草及びデントコーンが作付けされている状況で、貸借期間は許可日から|年間となっております。転用業者の説明では来年の春までには飼料畑として使える状態にしたいということでした。このことから、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

れぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

以上です。

議 長 次に地区担当委員の補足説明ですが、14番久保委員が退席しておりますので省略します。 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

#### 【「なし」の声】

議 **長** ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

#### 【「異議なし」の声】

**議 長** 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農地法第5条第 | 項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて | を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

#### 【举手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第3号「農地法第5条第 | 項の規定による許可申請に対する意見の決定を求

めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。 久保委員は入室してください。

#### 【14番久保委員 入室】

### 《日程第7》

議長

次に日程第7「議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

#### 【事務局長 举手】

議長

事務局長。

事務局長

議案書は24ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権設定」の 農用地利用集積計画について、ご説明いたします。24ページの | 番から25ページの5番までは、すべて労力不足若しくは経営廃止のため、公益社団法人岩手県農業公社に貸し付けるものでございます。

まず | 番の案件は、●●第●●地割字●●の畑 | 3,644 m²で、●●地区の●●●さんの農地でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

次に2番の案件は、●●第●●地割字●●の畑4,863m²で、●●地区の●●●さんの農地でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

次に3番の案件は、●●第●●地割字●●の畑3筆14,457㎡で、同地区●●●●相続人代表●●●●さんが利用権を設定するものです。利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

次のページをご覧ください。 4番の案件は、 $\oplus$ ●第 $\oplus$ ●地割字 $\oplus$ ●の畑20,962 $\mathrm{m}^2$ で、同地区の $\oplus$ ● $\oplus$ ●●●●●さんの農地でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

続きまして5番の案件は、●●第●●地割字●●の田 | 筆1,879㎡、畑6 筆57,671㎡、7 筆合計59,550㎡で●●●地区の●●●●さんの農地でございます。利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

次のページをご覧ください。6番の案件は、●●第●●地割字●●の畑2筆33,626m²は、同地区の●●●●さんの農地でございます。労力不足のため、●●地区の●●●●さんに貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

続きまして7番の案件は、●●第●地割字●●の畑5筆36,226m²は、同地区の●●● さんの農地でございます。労力不足のため、●●地区の●●●●さんに貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。なお、6番及び7番の案件は基盤法による貸借を行っていた農地で、再設定となるものです。

以上でございます。

**議 長** 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

#### 【「なし」の声】

**議 長** ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

#### 【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

#### 【举手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は原案のとおり決定いたします。

### 《日程第 8》

議 長 次に日程第8「議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供 します。事務局より議案の説明を求めます。

#### 【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長 議案書は27ページをご覧ください。併せて、別様の農用地利用配分計画案一覧表を | 枚 おめくりいただき、優先順位検討表がございますので、ご覧ください。この案件は、農地 中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定により農用地利用配分計画案に対す

る農業委員会の意見を付すためにお諮りするものです。 | 番から5番の案件は、すべて先ほどの議案第4号でご審議いただいた農地でございます。農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、それぞれ受け手に配分するものです。

まず | 番の配分案は、●●地区の●●●さんと●●●さんの農地 | 8,507 m² については、別様の資料 No. | の一覧表に記載されている 5 名の借入希望者の中で検討しています。適合性の 4 つの項目において最も評価が高く、優先順位 | 位となった●●●● さんに配分を予定しているものでございます。

次に2番の配分案は、●●地区の●●●●相続人代表●●●●さんが利用権を設定する 農地14,457㎡については、別様の資料No.2の一覧表に記載されている5名の借入希望者の 中で検討しています。同じく適合性の4項目において評価が高かった●●●●●●●さんに配 分を予定しているものでございます。

次に3番の配分案は、●●地区の●●●●●●さんの農地20,962m²については、別様の資料No.3の一覧表に記載されている6名の借入希望者の中で検討し、同じく適合性の4項目において評価が高かった●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

次のページをご覧ください。4番の配分案は、●●●地区の●●●●さんの田1,879㎡、畑5筆30,171㎡、6筆合計32,050㎡ついては、別様の資料No.4の一覧表に記載されている5名の借入希望者の中で検討しています。同じく適合性の4項目において評価が高かった●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

次に5番の配分案は、●●●地区の●●●●さんの畑27,500㎡については、別様の資料 No.5の一覧表に記載されている5名の借入希望者の中で検討しています。同じく適合性の 4項目において評価が高かった●●●●さんに配分を予定しているものでございます。 以上でございます。

議 長 ! 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

#### 【「なし」の声】

**議 長** ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご意義ございませんか。

#### 【「異議なし」の声】

**議 長** 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を原案のとおり承認することに替成の方は挙手願います。

#### 【举手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第5号「農用地利用配分計画案に対する意見について」は、原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

### 《日程第 9》

議 長 次に日程第9「議案第6号 平成30年度農作業賃金標準額(案)の承認について」を議題 に供します。事務局より議案の説明を求めます。

#### 【事務局長 举手】

議長事務局長。

事務局長 議案書は30ページをご覧ください。平成30年度の農作業賃金標準額につきましては2月21日に農政小委員会で原案を作成し、3月14日開催の農作業賃金等設定検討会において関係機関の方々からご意見を頂戴し、この標準額表にまとめたところでございます。具体的な変更点は1番の作業別賃金の引上げです。昨年10月に岩手県の最低賃金が、1時間当たり738円に改定されたことにより、本町の賃金がこれを下回るため値上げするものでございます。738円の時間給に8時間を掛けると5,904円になりますが、岩手県農業会議の「農業労賃標準額設定要領」においては100円単位での調整となっているため、水田作業・畑作業とも6,000円としたところで、前年度の5,800円から200円、3.4%引上げる案としています。

また、昨年度のサイロ詰込6,000円及びオペレーター作業8,600円は、最低賃金は上回っているものの、他市町村の状況や作業内容等も考慮し、同様に200円ずつ引上げる案としております。時間給は標準額を8時間で割り返した額、超過時間給についてはその額に1.25を掛けた額となります。

次に2番の農作業請負料金については、据え置きとし、前年度と同額としています。 以上でございます。

**議 長** 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

#### 【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

#### 【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第6号「平成30年度農作業賃金標準額(案)の承認について」を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

#### :【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第6号「平成30年度農作業賃金標準額(案)の承認について」は、原案のとおり決定し、4月1日から適用することになりますので、よろしくお願いいたします。

### 《日程第 10》

議 長 次に日程第10「議案第7号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

#### 【事務局長 举手】

議 長 事務局長。

事務局長

議案書は31ページをご覧ください。農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積 及び区域の設定につきまして、次のとおりご提案させていただきます。毎年度同様とはな りますが、平成2|年|2月施行の改正農地法によりまして、別段の面積を設定できることに なりました。これにつきましては毎年度見直しをかけ、別段の面積の設定と修正の必要性 についてご審議いただくことになっております。このことから、平成30年度の別段の面積 及び区域の設定につきましては、以下のとおり提案させていただくものでございます。方 針につきましては、別段の面積は現行どおり町内全域で10アールとし、変更はございませ ん。理由につきましては、本町では、高齢化による農業の担い手不足、第2種兼業農家の増 加や後継者がいない農家の離農など農業従事者の減少によりまして、常に遊休農地の増加 要因を抱えている状況でございます。 このことから、担い手への農地利用集積の推進のほ か、新規就農者の受け入れや小規模農家でも農地を取得しやすい環境が必要と考え、平成 20年9月から町内全域を対象に別段の面積を設定し、遊休農地の解消に取り組んでいるとこ ろでございます。その結果、遊休農地率は | %台を維持しております。また町の重点施策 である定住対策においても有効な手段として、一定の効果があるものと捉えているものでご ざいます。以上の理由から平成30年度の別段の面積は変更しないものとしてご提案させて いただきます。

以上でございます。

**議 長** 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

#### 【「なし」の声】

議 長 むいようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

#### 【「異議なし」の声】

議 長 議案第7号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定について」は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

#### 【举手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第7号「農地法第3条第2項第5号の規程による別段の面積及び区域の 設定について」は原案のとおり決定いたします。

引き続き、別段の面積は町内全域で10アールといたします。

### 《日程第一】》

議長

次に日程第||「報告第|号 農地法第6条第|項の規定による報告書の受理について」 を議題に供します。 事務局より報告事項の説明を求めます。

#### 【事務局長 举手】

議長

事務局長。

事務局長

議案書は、32ページをご覧ください。農地法第6条第 | 項の規定による報告書を受理しましたので、ご報告いたします。届出日は3月9日、「農事組合法人●●」から受理しているもので、事業年度は平成29年 | 月 | 日から | 年間でございます。農地所有適格法人の要件として4つございますが、法人形態としては農事組合法人、事業要件につきましては売上高の過半が農業であること。それから構成員要件でございますが、農業関係者の議決権が総議決権の2分の | を超えていること。最後に4番の業務執行役員要件でございますが、役員の過半が常時従事者であり、そのうちの | 人以上が農作業に従事していることが要件になっておりますが、いずれも適合すると認められるものでございます。

以上でございます。

議長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

#### 【「なし」の声】

議長

ないようですので、以上で報告第 | 号を終了いたします。

### 《日程第 1 2》

議長

次に日程第12「報告第2号 農地の一時的現状変更完了報告書等の受理について」を議題に供します。 事務局より報告事項の説明を求めます。

#### 【事務局長 举手】

議長

事務局長。

事務局長

議案書は33ページをご覧ください。まず上段の表ですが、今月の一時的現状変更完了報告書は3件です。

「番は株式会社●●●●●●●●●●●●●●●●から3月1日に、2番及び3番については株式会社●●●●から3月2日に、農地の一時的現状変更完了報告書を受理しましたので、ご報告いたします。いずれの案件も平成28年8月の台風10号により被害を受けた河川災害復旧工事を行うため、現場に隣接する農地の一部を仮設用道路として、一時的に使用することから、一時的現状変更届が出されていたものでございます。「番の案件は昨年11月12日に、2番及び3番の案件は3月2日に工事が完了しております。

次に下段の表ですが、災害復旧工事に係る農地の一時的現状変更届を施工者の有限会社
●●●●から受理しましたのでご報告します。この届は、平成28年8月の台風10号により被
害を受けた●●川の河川災害復旧工事を行うため、現場に隣接する農地の一部を工事用道
路として一時的に使用するもので、工事期間は記載のとおりです。工事箇所については、議
案書35ページをご覧ください。町道●●●●●線から150mほど上流部の農地で、所有者は
●●●地区の●●●●さんでございます。工事箇所の平面図は、議案書36ページをご覧く

■ださい。41mに渡り敷鉄板を敷設して工事用道路として使用されます。

以上でございます。

**議** 長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を8番藤森委員にお願いします。

### 【8番藤森委員 挙手】

議 長 謙 藤森委員。

8 番 現地確認の結果を報告します。

農地の一時的現状変更完了報告の | 番から3番の案件すべて、平成28年8月の台風被害による河川災害復旧工事に伴う一時的現状変更で、いずれも元の農地に復旧されていることを確認して参りました。よって、届出内容は妥当と判断しました。

次に農地の一時的現状変更届についても、平成28年8月の台風被害による河川災害復旧工事に伴う一時的現状変更で、必要最小限の農地を工事用道路として使用するために一時的に転用しようとするものです。現地は、工事を実施する林道●●線及び●●川に隣接しており、また、4,326㎡のうち123㎡の転用であることから、農地への影響も最小限に押さえられると思われることから、届出内容は妥当と判断しました。

以上です。

議 長 次に、地区担当委員の補足説明を13番落宰委員にお願いします。

#### 【13番落宰委員 挙手】

議 長 『 落宰委員。

13 番 ま 特に問題ないと思います。

**議 長** 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

#### 【「なし」の声】

**議 長** ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

### 《日程第13》

議 長 次に日程第13「報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を 議題に供します。 事務局より報告事項の説明を求めます。

#### 【事務局長 举手】

議 長 事務局長。

事務局長 議案書は37ページをご覧ください。●●地区の●●●さんが、昨年10月12日に永久転用 の許可を受けた案件の完了報告書を2月20日に受理いたしました。3月15日に藤森委員、 橘委員とともに進捗状況を確認して参りました。

以上でございます。

**議** 長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を5番橘委員にお願いします。

#### 【5番橘委員 挙手】

議長橘委員。

5 番 現地確認の結果を報告します。

この案件は昨年9月の第28回総会において、農業用施設用地として永久転用することを 許可相当と決定したものです。現地はバンカーサイロが完成しており、周囲の農地に支障 のない状態で、適切に管理されていることを確認して参りました。

以上です。

**議 長** 次に、地区担当委員の補足説明を私から申し上げます。

午前中に見て参りました。特に問題はないと思います。

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

#### 【「なし」の声】

**議** 長 ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

## 《日程第 4》

議 長 次に日程第14「報告第4号 平成29年度遊休農地利用意向調査の結果について」を議題 に供します。 事務局より報告事項の説明を求めます。

#### 【事務局長 举手】

議長

事務局長。

事務局長

議案書は38ページをご覧ください。これは8月23日、4班に分れて行った農地パトロールのうち、意向調査を実施した方々の一覧でございます。これまでも意向調査を行っておりますが、昨年度から継続して調査を行わなければならない農地と、今年度新たに行わなければならない農地を合わせた一覧でございます。

なお、調査対象の農家数は14戸、筆数は25筆、面積は54,590㎡となっておりますが、今年度は9年振りに非農地判断を行ったことや再生困難な荒廃農地、いわゆるB分類への移行などにより、昨年度より戸数で33戸、筆数で40筆、面積で135,685㎡の大幅な減少となっております。中ほどにあります意向調査の結果につきましては、①は農地中間管理機構を利用したい方になります。②は農地所有者代理事業を活用したい方、③は自分で売買、賃借、転用を行う方、④は自分で耕作をしますという方です。そして、⑤はその他となっており、いろいろな理由がございます。備考欄にはその理由について、記載をしてくださった方の分は整理をしているところでございます。中身の分からない方につきましては、電話等で再度確認をしているものでございます。

いずれにしましても、この意向調査に対するお返事をいただけない場合は、6カ月後に 勧告をしなければならないということになっておりますので、極力そういうことのないよ うに、後2カ月ほどございますけれども早めに対応して参りたいと考えております。

以上でございます。

議 長 🖁 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

#### 【「なし」の声】

**議 長** ないようですので、以上で報告第4号を終了いたします。

### 《日程第 15》

議 長 次に日程第15「その他」ですが、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 **長** 事務局からあれば、お願いします。

【事務局長 举手】

議 長 事務局長。

事務局長

別添の農業委員、農地利用最適化推進委員の推薦及び応募状況(最終公表)をご覧ください。まず、農業委員につきましては募集人数9人に対して、10人が推薦、若しくは応募いただいております。農業委員は任命要件がございまして、その内訳でございますが、認定農業者は8人で、うち若者2人、若者以外のうち2人は農地利用最適化推進委員にも同時に推薦いただいております。また、認定農業者以外では女性1人、農業者以外の第三者1人となっており、任命要件については満たされる状況となっております。

次に、農地利用最適化推進委員につきましては募集人数II人に対して、I2人が推薦、若しくは応募いただいております。推進委員につきましては任命要件がございませんが、区域を定めて募集することとされております。その中で、募集人数を上回る推薦をいただいているのは北部地区のみで、他の地区は募集人数と同一の推薦、若しくは応募者数となっております。なお、北部地区におきましても募集人数2人に対して3人が推薦いただいておりますが、うち2人は農業委員と推進委員の両方に推薦いただいていることから、農業委員候補者選考委員会においてお一人が農業委員候補者となった場合、必然的に別の方が推進委員候補者となることから、農業委員及び推進委員ともそれぞれ定数どおりの人数になるものと思われます。

なお、今後のスケジュールにつきましては、選考委員会を経て、7月に行われる町議会 7月会議において人事案件が承認されれば、8月20日に町長から任命される予定となって おります。また、推進委員につきましても、同日に開催される総会において承認されれば、 農業委員会から委嘱される予定となっております。

以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、「その他」を終了します。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第34回総会を閉会いた します。

ここに署名する。			
平成30年4月2日	<u> 숙</u>	툱	

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、

議事録署名委員

議事録署名委員